○国土交通省告示第三百三十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表一

技能証明、技能証明の限定の変更、計器又は飛行証明又は操縦教育証明	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	教育時間又は回数
定期運送用操縦士の資格に係る技能証明	飛行機	学科教育	一～九　（略） 十　異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行	（略）
		実技教育	一～五　（略） 六　異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行	（略）
事業用操縦士の資格に係る技能証明	飛行機	（略）		
		実技教育	一～七　（略） 八　異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行	（略）
	回転翼航空機	学科教育	一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明の項飛行機の項学科教育の項の科目（第七号及び第十号の科目を除く。） 二　救急法 三　プロフェッショナルとしての意識の醸成	（略）
		実技教育	一　飛行機の項実技教育の項の科目（第八号の科目を除く。） 二　（略）	（略）

改正前

別表一

技能証明、技能証明の限定の変更、計器又は飛行証明又は操縦教育証明	航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類	教育の種類及び教育科目	教育時間又は回数
定期運送用操縦士の資格に係る技能証明	飛行機	学科教育	一～九　（略） （新設）	（略）
		実技教育	一～五　（略） （新設）	（略）
事業用操縦士の資格に係る技能証明	飛行機	（略）		
		実技教育	一～七　（略） （新設）	（略）
	回転翼航空機	学科教育	一　飛行機の項学科教育の項の科目 （新設） （新設）	（略）
		実技教育	一　飛行機の項実技教育の項の科目 二　（略）	（略）